

使用量情報照会において、使用量データCSVデータの様式のうち、No. 8の「計器番号」が空欄になるケースについて、一般送配電事業者に確認した結果は、下表のとおりです。（2017年7月現在の状況）

使用量情報照会の計器番号が空欄になるケースについて	
北海道	原則、お問合せの何れの場合も計器番号が出力されます。
東北	<p>単一計器・複数計器に関わらず以下のケースに計器番号が出力されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 低圧の従来型計器 (イ) 高圧・特高のアナログ計器 (ウ) 高圧・特高の協議制契約地点のうちの一部 <p>ただし、上記の計器番号が提供されないケースでは、CSVデータの様式のうち、No. 8～No. 57（各月分ごとに日数分）を出力していません。</p>
東京	<p>■【30分値収集可かつ自動検針可(※1)】地点において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全供給電圧（低圧・高圧・特高）、複数計器・単一計器の両方において、30分値が全欠測（1日分（48コマ）が全て30分値無し）の場合、計器番号が空欄となります。 （※1）30分値収集可かつ自動検針可：スマメが取り付けされており、30分値の収集・自動検針が可能な状態 <p>■【30分値収集不可または自動検針不可(※2)】地点において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全供給電圧（低圧・高圧・特高）、複数計器・単一計器の両方についてはシステム不具合等、予期していない事象が発生した影響として計器番号が空欄となる場合があります。（発生頻度は、ほとんどないと想定します。） （※2）30分値収集不可：従来型計器、自動検針不可：自動検針できない状態
中部	<p>低圧・高圧・特高ともに特殊な計量(※3)を必要とする地点は、計器番号が空白となるケースがあります。</p> <p>(※3)特殊な計量とは、計器を個別に管理している地点（1契約4計量以上となる地点）</p> <p>低圧供給の場合は、設備情報照会で以下に該当する場合は、特殊な計量に相当します。</p> <p>『低圧供給で電灯定額接続送電サービスメニュー以外を適用している地点、かつ、設備情報照会上：計器番号が未編集の地点』に該当する場合</p> <p>なお、電圧区分（低圧・高圧・特高）や複数計器／単一計器、旧型計器／スマメの違いによって計器番号が「空白」となることはありません。</p>
北陸	<p>単一計器か複数計器に関わらず、計器番号が空欄になるケースは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①低圧・従来型・旧一般電気事業者との契約期間において <ul style="list-style-type: none"> ・検針日以外に従来型計器のままスイッチングした場合、旧一般電気事業者との契約期間において計器番号を表示できません。 ・検針日以外に計器取替（従来型⇒スマメ）をした場合、従来型が設置されていた期間において計器番号を表示できません。 ②低圧・スマメ、高圧（500kW以上）、特別高圧かつ旧一般電気事業者との契約期間において <ul style="list-style-type: none"> ・丸1日連続で欠測した場合かつ前後日の30分値が存在しない場合、計器番号を表示できません。 （高圧（500kW未）・旧一般電気事業者において、現在のところスマメの設置（通信端末装置の設置）に至ってないのですが、設置した際は、②の回答と同様に、丸1日連続で欠測した場合かつ前後日の30分値が存在しない場合は、計器番号を表示できません。） ③高圧（500kW未）・従来型・旧一般電気事業者との契約期間において <ul style="list-style-type: none"> ・計器番号の表示ができません。

使用量情報照会の計器番号が空欄になるケースについて	
関西	<p>単一計器・複数計器に関わらず以下のケースに発生します。</p> <p>■高圧需要 「時間帯別調整契約」「電気鉄道の需給契約」および「部分供給契約」につきましては、自社のシステムで計器番号が登録できないため、空欄となる事象が発生いたします。</p> <p>■低圧需要</p> <p>①スマートメーター設置済みも通信不良等で指示数が欠測し、30分使用量が計算できない場合（1日分（48コマ）が全て30分値無し（欠測）の場合）</p> <p>②従来型計器・スマメに関わらず、料金調定期間内に複数回計器取替があった場合</p> <p>③従来型計器・スマメに関わらず、過去13ヶ月前に計器取替があった場合、当該月の計器番号が表示されない事象が発生します。</p> <p>④従来型計器・スマメに関わらず、新設地点で初回調定月に計器取替があれば計器番号が表示されない事象が発生します。初回調定月の翌月以降は、計器番号が表示されます</p>
中国	ありません。
四国	ありません。
九州	<p>複数計器・単一計器いずれの場合についても、以下のケースの場合に空欄になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧、かつ、スマートメーター（30分値収集機能有り）の場合で、1日分（48コマ）が全て30分値無し ・特高、かつ、スマートメーター（30分値収集機能有り）の場合で、1日分（48コマ）が全て30分値無し
沖縄	ありません。

5 __使用量照会申込入力について

CSVデータの様式について

No.	項目名	型	データ長	備考
1	供給地点特定番号	数字	22	供給地点を一意に識別する。供給地点の託送契約単位に発行。
2	調定年月	数字	6	当該調定年月 (yyyyMM形式)
3	検針年月日	数字	8	当該検針年月日 (yyyyMMdd形式)
4	契約電力	半角混在	11	託送契約電力の値+単位 (A or kVA or kW)
5	力率	数値	3	力率
6	使用日数	数字	2	使用日数
7	使用量	数値	9	料金計算期間の使用量
8	計器番号	半角混在	12	計器を一意に識別する番号
9	対象年月日	数字	8	30分値の収集対象日
10~57	各計量時間帯30分使用量	数値	9	00時00分から24時00分間の各30分時間帯の使用量 ※記録型計量器(スマートメーター)設置分のみ

先頭行のみ出力

各月分ごとに1行出力

各月分ごとに日数分出力

▶ ダウンロードされたCSVファイルは各小売電気事業者の料金プランに合わせた電気料金シミュレーション等にお使いいただけます。

▶ ただし、機器の通信状態によりご使用量の詳細情報に欠落がある場合、または、記録型計量器の設置時期により、ご使用量を表示できないことがあります。また、ご契約の開始日や廃止日は、ご使用量を表示できないことがあります。